

1 勧告の要旨

令和5年5月10日付け目監第107号(未徴収の後期高齢者医療保険料に対して延滞金を課す行為に関する住民監査請求)にて目黒区監査委員から地方自治法第242条第5項の規定により、監査を行った結果、必要な措置を講ずるよう、勧告された要旨は、次のとおりである。

後期高齢者医療保険料の滞納に伴う延滞金については、目黒区後期高齢者医療に関する条例第6条及び目黒区後期高齢者医療に関する規則第3条の規定に基づく手続きについて、必要な措置を講ずることを勧告する。

2 勧告に基づき講じた措置及び取組み状況

後期高齢者医療保険料の滞納に伴う延滞金に関する事務処理について、以下のとおり、検討に着手しているところである。

なお、後期高齢者医療保険料の滞納に伴う延滞金の徴収開始後においても、納付方法の多様化や滞納債権の早期解消等、引き続き、保険料の徴収に努めていくものとする。

(1) 延滞金の徴収に関する見直し方針

被保険者が75歳以上の高齢者という年齢上の特性(慢性的に疾患を抱えることが多いことや収入も年金収入のみのかたが多数を占めていることなど)や、保険料収納方法も特別徴収が原則となっているが、制度移行期間や年金額等の状況により、本人が認識しないうちに普通徴収となっていたため、本人の意図せぬ滞納が発生してしまうなどのケースもあることを踏まえ、保険料本体の徴収に注力することを優先し、延滞金の徴収を行ってこなかった。

しかし、既に11区で延滞金を徴収しており、現在未徴収の区も地方公共団体情報システムの標準化に合わせて徴収開始を検討している。

このような状況及び延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則を踏まえ、システムを含めた事務処理、新たな手続きに要する人員体制等について、延滞金の徴収開始に向けて検討を進めることとする。

(2) 見直し検討事項

ア 現行システムの再検証

現行システムについて、延滞金の徴収に係る機能を付加・運用するにあたり、検証を行い、必要な改修の要否とその内容を確定する。検証の結果、標準準拠システムへの移行が前提となっている現状では、現行システムの改修が軽微なものである場合を除き、現行システムの改修と標準準拠システムへの移行への対応の二重投資(改修経費とそれぞれのシステムに合わせた事務処理の整備)となることを踏まえると、費用対効果の観点から、地方公共団体情報システムの標準化を機に徴収開始することが適切と考えている。

イ 規定の整備等

保険料に係る延滞金の額の減免に関する要綱を定め、具体的な減免の基準、減免の申請手続等の規定を整備し、対応する職員が統一的に運用できるようにする。

特に、減免の基準については、被保険者が75歳以上の高齢者という年齢上の特性等を踏まえ、より慎重に検討していくべきものと考えている。

ウ 人員体制の整備

新たな事務処理を検討する（業務運用フローと、これに対応した組織体制と人員の検討、整備）。

エ 区民等への周知

区民及び金融機関（収納代行機関）等への周知を検討する（時期、内容、手段等）。

以 上